



申告の準備はお早めに！

令和5年

# 税の申告相談

## 介護保険サービス自己負担分の医療費控除対象一覧

☎ 高齢介護課  
☎0823-43-1651

介護保険サービスを利用して支払った自己負担の一部は、確定申告の際に医療費控除の対象になるものがあります。

■居宅（在宅）サービス ○が医療費控除の対象

サービスの種類		自己負担 (1~3割)	居住費 (滞在費)	食費	備考
医療系のサービス	訪問看護・介護予防訪問看護	○	—	—	
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	○	—	—	
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	○	—	—	
	通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	○	—	○	
	短期入所療養介護（医療系のショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（医療系のショートステイ）	○	○	○	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る）	○	—	—	
	看護・小規模多機能型居宅介護（上記サービスと組み合わせた利用（生活援助中心型の訪問介護を除く））	○	—	—	
福祉系のサービス	訪問介護（生活援助を除く）・夜間対応型訪問介護	○	—	—	上記の医療系のサービスがサービス計画に組み合わされている場合が対象となります。福祉系のサービスだけを利用しても、医療費控除の対象にはなりません。
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	○	—	—	
	通所介護（デイサービス）・地域密着型通所介護（デイサービス）・認知症対応型通所介護（デイサービス）・介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）	○	—	×	
	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	○	—	×	
	短期入所生活介護（福祉系のショートステイ） 介護予防短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）	○	×	×	
	地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	○	—	—	
	地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	○	—	×	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （一体型事業所で訪問看護の利用なしおよび連携型事業所の場合）	○	—	—	
看護・小規模多機能型居宅介護（医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護を除く））	○	—	—		

※介護福祉士などが行う<sup>かくたん</sup>喀痰吸引などの医療行為の費用は、医療費控除の対象です。

■施設サービス ○が医療費控除の対象

サービスの種類	利用者負担分	居住費	食費
特別養護老人ホーム	○（1/2の額）	○（1/2の額）	○（1/2の額）
介護老人保健施設	○	○	○
介護療養型医療施設	○	○	○
介護医療院	○	○	○

医療費控除の対象となる額は、サービス事業所が交付する領収証に記載されています。記載がない場合、サービス事業所が領収証とは別に証明します。

※日常生活費、特別な居住費、特別な食費は、医療費控除の対象外です。

■医療費控除の対象とならない介護保険サービス…訪問介護（生活援助中心型）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与（レンタル）、福祉用具購入、住宅改修など

▶高額介護サービス費として払戻しを受けた場合、その高額介護サービス費を差し引いて医療費控除の金額を計算することになります。

## 障害者控除対象者認定書の発行

☎ 高齢介護課  
☎0823-43-1651

障害者控除対象者認定書は、確定申告時に提示することで、障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない方でも、障害者控除を受けることができます。（本人または本人を扶養している方）

次のすべての要件に該当する場合は、認定書を発行しますので、高齢介護課またはお近くの市民センター窓口へ、

障害者控除対象者認定申請書をご提出ください。

■要件

1 65歳以上で要介護2以上の認定を受けており、かつ、市の定める判定基準に該当する方

2 各種障害者手帳や戦傷病者、原爆による控除を受けることができない方

## 令和4年分所得の申告相談の会場と準備について

☎ 税務課  
☎0823-43-1636

2月16日(木)～3月15日(水)で申告相談を受け付けます。人口減少、e-TAXの普及などで年々、相談会場に来られる方が減少していること、また相談を受ける職員も減っているため、市役所本庁・江田島保健センター・能美市民センターで行っていた申告相談を、今年からゆめタウン江田島に集約します。

また、沖美町地区は規模を縮小しますので、受付人数に限りがあります。できるだけゆめタウン江田島の会場を利用してください。

お一人の申告時間には限りがありますので、申告に必要な資料の準備や医療費控除の明細書、収支内訳書などは事前に作成し、申告相談をスムーズに行えるようご協力をお願いします。

1 医療費控除の明細書：「個人ごと」、「病院ごと」の1年間の医療費の合計額を記載してください。保険者から届く医療費通知を添付すれば、記載内容を簡略化できます。

2 収支内訳書：1年間の収入、経費の内訳などを記載してください。

3 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書：添付書類と計算明細書を作成してください。

4 (土地・建物等)譲渡所得の内訳書  
計算明細書などを作成していない場合、時間の都合で受付当日の申告ができない場合があります。必ず、事前に準備をしてください。添付書類や計算明細書などの作成で不明な点は、1、2は税務課市民税係、3、4は広島南税務署☎082-253-3285へご相談ください。

## 給与支払報告書は早めの提出を！（提出期限：1月31日）

☎ 税務課  
☎0823-43-1636

令和4年中に給与などを支払った個人または法人は、期限までに総括表とともに個人別明細書（給与支払報告書）を提出してください。

■提出期限 1月31日(火)

※1月25日(水)までの提出にご協力ください。

■提出先 税務課市民税係（支払を受けた人の1月1日の住所が本市以外の場合は、住所地の市区町村へ提出してください）

■給与支払報告書 個人別明細書の左上に「⑤」と表示しているものを使用してください。

■普通徴収切替理由書 普通徴収に該当する従業員などについて、該当する理由欄に人数を記入してください。

■対象 給与の支払いを受けた人（アルバイト、パート、短期雇用者、非常勤職員、役員、専従者などを含む）

■eLTAXまたは光ディスクなどによる提出 前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAXまたは光ディスクなどによる提出が義務付けられています。

給与支払報告書の記載は、12月に送付している「令和5年度（令和4年分）給与支払報告書の提出について」を参照してください。

令和2年度から広島県で一斉に住民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。「普通徴収切替理由書」に記載の理由に該当しない場合は、給与特別徴収となりますので、ご注意ください。

## ～国保・後期高齢・介護～

## 確定申告用納付済確認書を送付

☎ 国保…税務課 ☎0823-43-1636  
☎ 後期高齢…保健医療課 ☎0823-43-1639  
☎ 介護…高齢介護課 ☎0823-43-1651

令和4年1月1日～12月31日に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の額を、納税（納入）義務者の皆さまへお知らせします。

お知らせする額は、確定申告をするときの社会保険料控除額になりますので、確認書は大切に保管してください。

▶1月末ごろに、はがきサイズの「確定申告用納付済確認書」を郵送します。

▶お知らせするのは、普通徴収（納付書または口座振替）で納付した額です。

▶特別徴収（年金からの天引き）で納付した額は、この確認書には書いてありません。年金保険者（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票で確認してください。

## 償却資産の申告について

☎ 税務課  
☎0823-43-1636

事業用の資産のうち、機械や器具などは固定資産税の償却資産に該当します。

国の税金の申告に機械や器具などを減価償却で挙げている場合は、必ず償却資産の申告が必要となります。

個人・法人に限らず、事業用資産をお持ちの方は市に償

却資産の申告をお願いします。

なお、アパートや駐車場をお持ちの方も、アスファルトの舗装費等が償却資産となりますので、ご注意ください。

詳しくは税務課資産税係までお問い合わせください。